

招集ご通知

GMO RESEARCH

第21期 定時株主総会

本総会はインターネット上でのみ開催する
バーチャルオンリー株主総会です。
株主様にご来場いただく会場はございません。

インターネット出席方法は本冊子内
「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」を
ご参照ください。



GMOリサーチ株式会社
代表取締役社長
細川 慎一

株主の皆様へ

平素より当社をご支援いただきまして誠にありがとうございます。
当社の第21期定時株主総会招集のご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

2022年12月期の業績につきましては、世界的なインフレ、円安等の激しい世の中の変化はあったものの国内・海外の両事業が成長し、売上高が対前年比27%増の52億円となるなど売上及び営業利益以下の各段階利益は過去最高を記録し、17期連続増収、3期連続の増益と順調に成長を続けることができました。

当社は本年も引き続き、当社のサービスを提供することで日本や成長著しいアジア地域の調査業界のDX化を進め社会に貢献し、継続的にさらなる成長を目指してまいります。

今後とも当事業に対するご理解ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

証券コード：3695
2023年3月6日
(電子提供措置の開始日 2023年2月28日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOリサーチ株式会社
代表取締役社長 細川 慎一

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第21期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://gmo-research.jp/ir/event/event_03.html

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年3月20日（月曜日）午後7時までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月22日（水曜日）午後4時30分（ログイン開始 午後4時00分）
2. 予備日時 2023年3月24日（金曜日）午後1時30分（ログイン開始 午後1時00分）
3. 開催方法 バーチャルオンリー株主総会
本総会は場所の定めのない株主総会として開催いたします。
インターネット出席方法は本冊子内「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。
4. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役選任の件
- 第6号議案 取締役報酬額改定の件
- 第7号議案 監査役報酬額改定の件

以上

-
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

バーチャル株主総会へのご出席のご案内

1. バーチャル株主総会とは
インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。
バーチャル出席株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。
2. バーチャル出席に必要な環境
本冊子内「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。
3. バーチャル出席の方法（システムへのログイン方法）
本冊子内「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。
4. 事前の議決権行使の取扱い
事前に郵送により議決権を行使された株主様がバーチャル出席により当日ご出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効といたします。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取扱いますので、あらかじめご了承ください。
5. 議決権の行使方法について
ログイン先の本総会専用ウェブサイトより決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。
6. ご質問及び動議の方法
バーチャル株主総会に出席いただけますと、ログイン先の本総会専用ウェブサイトよりご質問及び動議を提出いただけます。ご質問は、ご質問時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、お一人1問まで（合計で最大250文字まで）といたします。なお、審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問に、すべて回答できない場合もございます。また、ご質問は本総会の目的事項に関する質問であり、他の質問と重複しないものを中心に上げる予定です。同様の質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャル株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、1提案当たり400文字までといたします。
7. 通信障害等の対応について
通信障害等により本総会の議事に支障が生じる場合に備え、「障害時における本総会の延期又は続行の決定」を議長に委任する決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき、議長が「延期又は続行の決定」を行った場合には、予備日である2023年3月24日（金曜日）午後1時30分より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は当社ウェブサイト（https://gmo-research.jp/ir/event/event_03.html）でお知らせいたします。
8. 事前のご質問の受付について
株主の皆様からの、第21期定時株主総会へのご質問を、下記、株主専用サイトにて受付いたします。ログイン方法は本冊子内「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。株主の皆様に関心が高いと思われる事項につきまして、第21期定時株主総会で取り上げさせていただく予定です。株主総会にて取り上げることが出来なかったご質問につきましては今後の参考とさせていただきます。

【事前ご質問のご登録方法】

受付期間：2023年3月7日（火曜日）正午から
2023年3月14日（火曜日）午後5時まで
株主専用サイト：<https://web.lumiagm.com/>

9. インターネットを使用することに支障がある株主様について

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては書面により事前に議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。電話会議システム専用番号（フリーダイヤル）へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。電話会議システムのご利用には事前申込が必要となります。なお、電話会議システムを通じて議決権を行使することはできません。

【電話会議システムお申込み方法】

FAXによりお申込みを受付いたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、下記のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時から午後5時まで）にご連絡が可能な「電話番号」を記載のうえ、「電話会議システム利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主様には、株主総会運営事務局から、下記ご連絡日にお電話にて、詳細をご連絡させていただきます。

申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「電話会議システム利用希望」の記載が揃っていない場合には、お申込みを無効とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

受付期間：2023年3月7日（火曜日）正午から
2023年3月14日（火曜日）午後5時まで

FAX番号：03-4586-9659

ご連絡日：2023年3月17日（金曜日）午前10時から午後5時にお電話にてご連絡いたします。

10. 代理出席について

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ】

受付期間：2023年3月7日（火曜日）正午から
2023年3月14日（火曜日）午後5時まで

メールアドレス：ir@gmo-research.jp

FAX番号：03-4586-9659

※ご返信先のメールアドレス又はFAX番号を必ずご記載ください。

バーチャル株主総会ログイン方法のご案内

バーチャル株主総会とは、インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

配信日時	2023年3月22日（水曜日）午後4時30分より （ログイン開始時間 午後4時00分より）
------	--

※視聴方法は次頁をご参照ください

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。

万が一、通信障害等が発生した場合には、

当社ウェブサイト（https://gmo-research.jp/ir/event/event_03.html）にて速やかに株主の皆様へお知らせいたします。株主様におかれましては、当社ウェブサイトをご確認いただき、次頁「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照のうえ、改めて本総会にバーチャル出席をお願い申し上げます。

ログイン時に必要な情報について

ご視聴には、IDとパスワードのご入力が必要となります。（その他必要情報は次頁以降をご参照ください）

IDとパスワードは同封の「ログイン用ID・パスワード通知書」をご参照ください。ID・パスワードは株主様ごとに異なります。

バーチャル株主総会へのご出席方法

■スマートフォンやタブレット端末で視聴する場合
QRコードをスマホのアプリ、パソコンやリーダースクリーンで読み取って、バーチャル株主総会システムへアクセスし、下記ID・パスワードを入力してバーチャル総会システムにログインしてください。

アクセス用
QRコード

■パソコンからバーチャル総会する場合
QRコードでログインできない場合は下記URLへアクセスし、下記ID・パスワードを入力してバーチャル総会システムにログインしてください。

URL <https://web.lamagn.com/ir/724430439>

ID

パスワード

株主番号 議決権行使数

ログイン方法のご案内（手順）

配信日時

2023年3月22日（水曜日）午後4時30分より
（ログイン開始時間 午後4時00分より）

1 配信サイトにアクセス

<https://web.lumiagm.com/>



2 言語選択で「日本語」を選択する

 日本語

3 ミーティングIDをご入力

724-430-439

上記ミーティングIDをご入力後（ログイン）ボタンを押してください。



The screenshot shows the LUMI meeting interface. At the top, there is a logo with an orange 'X' and the word 'LUMI'. Below it is a text input field labeled 'ミーティングID入力'. Underneath the input field is an orange button labeled 'ログイン'.

ID、パスワードをご入力後、（バーチャル株主総会に出席する）を押してください。



The screenshot shows the login page for the virtual shareholder meeting. At the top, there is the 'GMO RESEARCH' logo. Below it, the text reads 'GMOリサーチ株式会社 第21期定時株主総会'. There are two text input fields: 'ログインID' and 'ログインPW'. At the bottom, there is a blue button labeled 'バーチャル株主総会に出席する'.

開会時間となる

2023年3月22日（水曜日）午後4時30分までお待ちください

ご注意事項など

1 バーチャル出席に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル出席を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使のうえご出席ください。

OS	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
	Windows10以上	MacOS 最新版	Android 5以上	iOS11以上
ブラウザ※1	Microsoft Edge, Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※1 最新バージョンにてご覧ください

2 議決権行使について

バーチャル株主総会にご出席いただきますと、決議事項の採決時にオンライン上で議決権を行使いただけます。

3 ご質問及び動議について

バーチャル株主総会にご出席いただきますと、議長が指定する時間内に、オンライン上でご質問及び動議を提出いただけます。ご質問及び動議に関するご注意事項は招集ご通知に記載しておりますのでご参照ください。

4 その他の注意事項について

- 当社は、バーチャル株主総会の開催に当たり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存、SNSなどでの投稿等はご遠慮いただきますよう、お願い申し上げます。
- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。

5 お問い合わせについて

バーチャル株主総会ヘルプデスク

 **0120-245-022**

受付時間：3月6日（月）～3月20日（月）
午前9時～午後5時まで（土日祝を除く平日）
株主総会当日 午前9時～配信終了まで

動画視聴について

株式会社
Jストリーム **050-3085-5957**

受付時間：株主総会当日
ログイン開始時間～配信終了まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開や内部留保等を勘案し、下記のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金109円14銭 総額178,182,619円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月23日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

不測の事態等により法令で定める監査役の員数を欠くことになった場合、当社においては監査役会が成立しないことになり、監査役会による適切な監査機能が発揮できない事態が考えられます。このような事態に備え、当社定款においても、「会社法」第329条第3項で認められている補欠監査役をあらかじめ選任することができることを定款第33条第3項以下において、明確に定めるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第33条 (監査役の選任)	第33条 (監査役の選任)
(条文省略)	(現行通り)
2. (条文省略)	2. (現行通り)
(新 設)	<u>3. 当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新 設)	<u>4. 補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第2項の規定を準用する。</u>
(新 設)	<u>5. 前2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
(新 設)	<u>6. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	地位	担当	当事業年度における 取締役会への出席状況（出席率）
1	再任 細川 慎一 ほそかわ しんいち	代表取締役社長	—	18回中18回に出席 (100%)
2	再任 熊谷 正寿 くまがい まさとし	取締役会長	—	18回中17回に出席 (94%)
3	再任 本郷 哲也 ほんごう てつや	専務取締役	事業開発本部 イノベーション本部 本部長	18回中18回に出席 (100%)
4	再任 安藤 健一郎 あんどう けんいちろう	取締役	グローバルシステム本部長	18回中18回に出席 (100%)
5	再任 森 勇憲 もり たけのり	取締役	グローバル経営管理本部長	18回中18回に出席 (100%)
6	再任 長田 幸也 ながた ゆきや	取締役	事業開発本部長	就任後の14回中13回に 出席 (93%)
7	再任 安田 昌史 やすだ ますし	取締役	—	18回中16回に出席 (89%)
8	再任 橋本 昌司 はしもと ますじ	取締役	—	18回中18回に出席 (100%)

社外取締役

候補者
番号

1



ほそかわ しんいち

細川 慎一

(1973年2月5日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

20,300株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1996年 3月 在エチオピア日本国大使館勤務
- 1998年 6月 株式会社ケンウッド入社コンポーネント事業部事業企画室
- 2000年 5月 サンダーバード米国経営大学院MBA入学
- 2001年10月 KPMGコンサルティング株式会社入社CIM、CRM戦略チーム
- 2005年 1月 GMOメディアアンドソリューションズ株式会社入社事業開発室長
- 2005年 4月 GMOメディアアンドソリューションズ株式会社取締役
- 2006年 3月 GMOリサーチ株式会社代表取締役
- 2006年 9月 GMO総合研究所株式会社（現GMOリサーチ株式会社）代表取締役社長（現任）
- 2012年12月 GMO RESEARCH PTE. LTD.（現 GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD.）Director（現任）
- 2013年 6月 技募驛動市場調査（上海）有限公司董事長
- 2013年11月 GMO RESEARCH PVT. LTD. Managing Director（現任）
- 2015年 5月 日本マーケティング・リサーチ協会（JMRA）理事（現任）
- 2015年11月 ヨーロッパ世論・調査市場協会（ESOMAR）日本代表（現任）
- 2017年 2月 技募驛動市場調査（上海）有限公司董事（現任）
- 2017年 7月 GMO RESEARCH SDN. BHD.（現 GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD.）Director（現任）
- 2022年 1月 GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC. Director（現任）

・選任理由及び期待される役割

2006年から当社の代表取締役社長を長年にわたり務めており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

2



くまがい まさとし
熊谷正寿
(1963年7月17日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1991年 5月 株式会社ボイスメディア（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役
- 1999年 9月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）代表取締役
- 2000年 4月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）取締役
- 2001年 8月 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）代表取締役会長
- 2002年 4月 GMO総合研究所株式会社（現GMOリサーチ株式会社）取締役会長（現任）
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長
株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年 3月 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役会長（現任）
GMOモバイルアンドデスクトップ株式会社（現GMOメディア株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年12月 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）取締役会長
- 2007年 3月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）取締役会長
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長グループ代表
- 2009年 4月 株式会社イノベックス（現GMO TECH株式会社）取締役会長（現任）
- 2011年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長兼社長
- 2012年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長（現任）
- 2015年 3月 GMOアドパートナーズ株式会社取締役
- 2016年 3月 GMOアドパートナーズ株式会社取締役会長（現任）
- 2022年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO（現任）

・選任理由及び期待される役割

GMOインターネットグループ経営における豊富な経験と知見を有しており、広範かつ高度な視野からの経営全般に対する助言をいただくため、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

3



ほんごう てつや
本郷 哲也

(1971年12月11日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
3,650株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1995年 4月 日本電気株式会社入社
- 2001年 8月 朝日アーサーアンダーセン株式会社入社
- 2013年 8月 GMOリサーチ株式会社入社サービス・プロデュース本部長
- 2015年 9月 GMOリサーチ株式会社リサーチ事業部長
- 2016年 3月 GMOリサーチ株式会社取締役国内事業本部長
- 2020年 3月 GMOリサーチ株式会社常務取締役国内事業本部長
- 2022年 1月 GMOリサーチ株式会社常務取締役事業開発本部及びイノベーション本部 本部長
- 2022年 3月 GMOリサーチ株式会社専務取締役事業開発本部及びイノベーション本部 本部長（現任）
技募驛動市場調査（上海）有限公司董事長（現任）
- 2022年 4月 GMO RESEARCH SDN. BHD. (現 GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD.) Director（現任）
GMO RESEARCH PTE. LTD. (現GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD.) Director（現任）

・選任理由及び期待される役割

当社の主力事業であるインターネットリサーチの事業開発本部・イノベーション本部を統括する専務取締役として業務を執行しており、同分野において豊富な経験と知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

4



あんどう けんいちろう

安藤 健一郎

(1977年1月23日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式

3,550株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2007年 7月 GMOリサーチ株式会社入社
2011年 4月 GMOリサーチ株式会社取締役システム本部長
2013年 3月 GMOリサーチ株式会社取締役退任 システム部長
2016年 3月 GMOリサーチ株式会社取締役パネルイノベーション本部長
2019年 1月 GMOリサーチ株式会社取締役システム本部長
2021年 1月 GMOリサーチ株式会社取締役グローバルシステム本部長（現任）

・選任理由及び期待される役割

当社入社以後、当社のサービス基盤を支えるシステム部門に携わり、2011年からはシステム部門全般を統括する責任者として、同分野において豊富な経験と知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

5



もり たけのり

森 勇 憲

(1977年9月17日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
4,200株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2001年10月 中央青山監査法人入所
- 2005年4月 公認会計士登録
- 2006年9月 PwCあらた有限責任監査法人入所
- 2008年8月 PwCオーストラリア法人シドニー事務所出向
- 2012年2月 PwCコンサルティング合同会社出向
- 2017年12月 JVCC株式会社取締役CFO就任
- 2019年10月 GMOリサーチ株式会社入社経営管理部長
- 2020年2月 GMOリサーチ株式会社経営管理本部長
- 2020年3月 GMOリサーチ株式会社取締役経営管理本部長
- 2021年1月 GMOリサーチ株式会社取締役グローバル経営管理本部長（現任）
- 2021年10月 GMO RESEARCH PVT. LTD. Director（現任）

・選任理由及び期待される役割

公認会計士としての専門的な知見と、企業経営全般において豊富な経験を有しており、当社の経営管理を統括する取締役として業務を執行していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

6



ながた ゆきや

長田 幸也

(1984年3月21日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

400株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2011年12月 GMOリサーチ株式会社入社
- 2014年 8月 GMOリサーチ株式会社国内事業本部コンサルティング営業部
マネージャー
- 2017年 1月 GMOリサーチ株式会社国内事業本部コンサルティング営業部
部長代理
- 2018年 1月 GMOリサーチ株式会社パネルイノベーション本部部長代理
- 2018年 2月 GMO RESEARCH SDN. BHD. (現 GMO Z COM
RESEARCH SDN. BHD.) Director
- 2019年 3月 GMOリサーチ株式会社海外事業本部 部長
- 2021年 1月 GMOリサーチ株式会社海外事業本部エンゲージメントラボ室
室長
- 2021年 6月 GMOリサーチ株式会社台湾駐在員事務所代表（現任）
- 2022年 2月 GMOリサーチ株式会社事業開発本部長
- 2022年 3月 GMOリサーチ株式会社取締役事業開発本部長（現任）

・選任理由及び期待される役割

当社の主力事業であるインターネットリサーチの事業開発及びパネル開発の分野において豊富な経験と知見を有しており、また、事業開発本部長として、国内市場・海外市場の両方における営業統括責任者として業務を執行していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

7



やすだ まさし

安田 昌史

(1971年6月10日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2000年 4月 公認会計士登録
インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社
- 2001年 9月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）経営戦略室長
- 2002年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役経営戦略室長
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）常務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当
- 2005年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役グループ管理部門統括
- 2013年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2015年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2016年 3月 GMOメディア株式会社取締役（現任）
GMOクラウド株式会社（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役（現任）
GMOペパボ株式会社取締役
GMOリサーチ株式会社取締役（現任）
GMOアドパートナーズ株式会社取締役（現任）
GMO TECH株式会社取締役（現任）
- 2016年 6月 GMOクリックホールディングス株式会社（現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社）取締役（現任）
あおぞら信託銀行株式会社（現GMOあおぞらネット銀行株式会社）社外監査役
- 2016年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役（現任）
- 2019年 6月 GMOあおぞらネット銀行株式会社社外取締役（現任）
- 2022年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括（現任）

・選任理由及び期待される役割

GMOインターネットグループ経営、公認会計士としての豊富な経験と知見を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営に関する助言をいただくため、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

8



はしもと まさし
橋本昌司

(1967年7月14日生)

再任
社外取締役

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2000年4月 第一東京弁護士会弁護士登録
長谷川俊明法律事務所入所
- 2004年4月 三井安田法律事務所入所
- 2004年12月 リンクレーターズ法律事務所（現外国法共同事業法律事務所リ
ンクレーターズ）入所
- 2006年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科非常勤講師
- 2007年1月 Allen&Gledhill LLP（シンガポール）入所
- 2007年12月 Linklaters LLP（ロンドン）入所
- 2008年6月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ入所
- 2009年6月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業
（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）入所
- 2010年12月 同パートナー（現任）
- 2011年8月 T L Cタウンシップ株式会社コンプライアンス委員会外部委員
- 2014年3月 GMOリサーチ株式会社社外取締役（現任）
- 2017年4月 東急不動産リート・マネジメント株式会社コンプライアンス委
員会外部委員（現任）
- 2017年6月 アストマックス株式会社社外取締役（現任）
- 2020年6月 大幸薬品株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

・選任理由及び期待される役割

弁護士としての幅広い知識と企業法務に関わる豊富な経験をもとに、経営に関する高い見識と監督能力を持たれ、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。社外取締役としての立場から当社の経営の監督を行っていただくことで、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 候補者細川慎一氏、本郷哲也氏、安藤健一郎氏、森勇憲氏、長田幸也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者熊谷正寿氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ(株)代表取締役グループ代表会長兼社長執行役員・CEO、親会社の子会社である、GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)取締役会長、GMOペパボ(株)取締役会長、GMOペイメントゲートウェイ(株)取締役会長、GMO T E C H(株)取締役会長、GMOメディア(株)取締役会長、GMOアドパートナーズ(株)取締役会長を兼務しております。なお、当社と各社との間には、営業上の取引関係があります。
3. 候補者安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ(株)取締役グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括、親会社の子会社である、GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)取締役、GMOペイメントゲートウェイ(株)取締役、GMOアドパートナーズ(株)取締役、GMOフィナンシャルホールディングス(株)取締役、GMOメディア(株)取締役、GMO T E C H(株)取締役を兼務しております。また、GMOあおぞらネット銀行(株)社外取締役を兼務しております。なお、GMOフィナンシャルホールディングス(株)を除いた各社と当社との間には、営業上の取引関係があります。
4. 候補者橋本昌司氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー、東急不動産リート・マネジメント(株)コンプライアンス委員会外部委員、アストマックス(株)社外取締役、大幸薬品(株)社外取締役（監査等委員）を兼務しております。渥美坂井法律事務所・外国法共同事業と当社の間には、営業上の取引関係があり、その他の各社と当社との間には、特別な関係はありません。

5. 候補者橋本昌司氏は、社外取締役候補者であります。
6. 候補者橋本昌司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
7. 候補者橋本昌司氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、橋本昌司氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、橋本昌司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
9. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

2022年11月7日に監査役橘弘一氏が逝去され、法令に定める監査役会に1名の欠員が生じたため、2023年2月1日に一時監査役として松井秀行氏が選任され就任いたしました。一時監査役の任期は、本総会で後任の監査役が選任されるまでとなっております。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



まつい ひでゆき
松井秀行
(1965年4月10日生)

新任

所有する当社の株式数

普通株式
0株

・略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1989年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行
- 2000年10月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）東京営業第二部次長
- 2005年3月 株式会社りそな銀行渋谷支店法人営業室長
- 2010年7月 株式会社りそな銀行虎ノ門支店営業第二部長
- 2012年11月 GMOインターネット株式会社（現 GMO インターネットグループ株式会社）入社グループ国際化支援室マネージャー
- 2018年4月 GMOインターネット株式会社（現 GMO インターネットグループ株式会社）グループ国際化支援室室長（現任）
- 2021年12月 GMOインターネット株式会社（現 GMO インターネットグループ株式会社）不動産投資管理室室長（現任）
- 2023年1月 GMOメディア株式会社一時監査役（現任）
- 2023年2月 GMOリサーチ株式会社一時監査役（現任）

・選任理由及び期待される役割

GMOインターネットグループ株式会社の国際化支援室・不動産投資管理室長として業務を執行するなど、豊富な業務経験と幅広い見識を有し、GMOインターネットグループ経営及び事業全般に精通しております。広範かつ高度な視野で監査いただくため、当社の監査役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者松井秀行氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 当社は監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 補欠監査役選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、竹崎祥二郎氏、浜谷正俊氏及び松井秀行氏の補欠監査役の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



きたがわ た く み
北川 琢 巳

(1977年11月7日生)

新 任
補欠監査役

所有する当社の株式数

普通株式

0株

・略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
大川法律事務所入所

2017年11月 北川・中村法律事務所パートナー（現任）

・選任理由及び期待される役割

弁護士としての豊富な経験と知見を有しており、現在は北川・中村法律事務所のパートナー弁護士を務めています。社外監査役として、法律の分野における豊富な経験と知見を当社の監査に反映し、かつ客観的かつ公正な立場から取締役の職務の執行の監査を期待できると判断し、補欠監査役候補者として選定いたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者北川琢巳氏は社外監査役の補欠候補者であり、同氏に関する事項は次のとおりであります。
- (1)同氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員要件を満たしており、社外監査役に就任した場合、独立役員として届出を行う予定です。
- (2)同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限度とする契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 当社は監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

第6号議案 取締役報酬額改定の件

取締役の報酬額は、2022年3月開催の株主総会決議において、年額180百万円以内（うち社外取締役8百万円以内）とさせていただき今日にいたっておりますが、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額220百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）と改定することをお願いするものであります。

本議案は、当社が定めた「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿うものであり、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合には、取締役総数は、現在と同数の8名（うち社外取締役は1名）となります。

第7号議案 監査役報酬額改定の件

監査役の報酬額は、2022年3月開催の株主総会決議において、年額16百万円以内とさせていただき今日にいたっておりますが、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額24百万円以内と改定することをお願いするものであります。

なお、第4号議案を原案どおりご承認いただいた場合には、監査役総数は、現在と同数の3名（うち社外監査役2名）となります。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実践、感染予防と経済活動の両立への取り組みが継続しました。また、世界的な金融引き締め、ウクライナ情勢に関連した供給制約、中国における新型コロナウイルス感染症に対するロックダウンやその後の感染急拡大等、わが国経済及び世界経済には、先行き不透明な状況が続いております。

マーケティング・リサーチ業界の世界全体の市場規模については、「Global Market Research 2022 (An ESOMAR Industry Report)」によると、2021年は\$118,798 million (前年比32.4%増)となり、拡大傾向にありました。また、国内市場については、一般社団法人日本マーケティングリサーチ協会の「第47回経営業務実態調査」によると、2021年度の市場規模は2,357億円 (前年比7.0%増) となりましたが、そのうちの当社グループの主力事業であるインターネットリサーチの市場規模については、前年比7.9%増と上向きな結果となっております。

このような経済・市場環境は、顧客が行う定量・定性マーケティング・リサーチのオンライン化の加速やDIY型のリサーチへのニーズの高まりなど、当社グループが強みを発揮できる事業環境の変化をもたらしております。また、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響の不確実性と不透明性は継続しているものの、「新しい生活様式」の定着に応じて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が当社グループの業績に影響を与える程度は低減してきております。

このような状況の中、当社グループは、「想いを、世界に」の経営理念のもと、インターネットリサーチ事業におけるナンバーワンを目指し、事業に邁進してまいりました。

国内市場に関しては、DIY型リサーチシステムである当社プラットフォーム (GMO Market Observer) の機能及びサービス体制の強化を進めシェア拡大に努めるほか、オペレーション業務の標準化と顧客対応力の強化による生産性の向上に一定の成果が見えました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための行動様式として、対面式オフライン調査からオンライン調査への移行のニーズに応えるため、消費者へのインタビューによる定性調査を対面することなくオンライン上で完結できるサービスである「MO Insights」を提供しております。また、一般事業会社における手軽で簡素なリサーチニーズに対して、発注からアンケート完了までの一連の手続きをオンライン上で完結できる完全DIY型アンケート調査ツール「GMO Ask」や、国内・アジア最大級の調査用パネルへのインタビューができるパッケージ型のオンラインインタビューサービスである「MO Lite インタビュー byGMO」を提供しております。

海外市場に関しては、顧客や競合他社によるアジア拠点の強化といった動きにより競争が激しくなる中、顧客とのシステム連携の推進や、品質の向上といった施策を講じ、アジアでの強みを発揮するとともに、国内市場と同様に「MO Insights」や、一般事業会社における手軽で簡素なリサーチニーズに対して、顧客が利用するDIY型 (セルフ型) アンケートツールから、国内・アジア最大級の調査用パネルへのアンケート調査ができるサービ

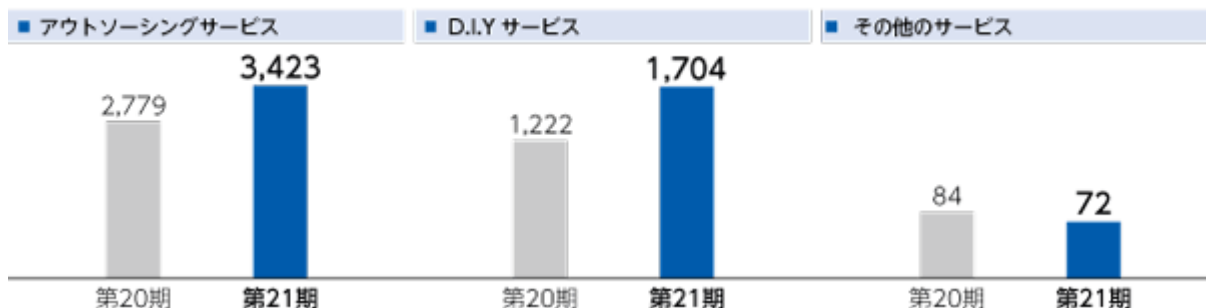
スである「MO Lite アンケート byGMO」を提供しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,200,640千円（前年同期比27.3%増）、営業利益は419,722千円（同19.0%増）、経常利益は458,176千円（同18.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は356,385千円（同30.0%増）となりました。

サービス別売上高

事業区分	第 20 期 (2021年12月期) (前連結会計年度)		第 21 期 (2022年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
アウトソーシングサービス	2,779百万円	68.0%	3,423百万円	65.8%	644百万円	23.2%
D.I.Yサービス	1,222	29.9	1,704	32.8	482	39.5
その他のサービス	84	2.1	72	1.4	△12	△14.3
合 計	4,086	100.0	5,200	100.0	1,114	27.3

(単位：百万円)



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は92百万円で、その主なものは社内利用ソフトウェアの開発であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

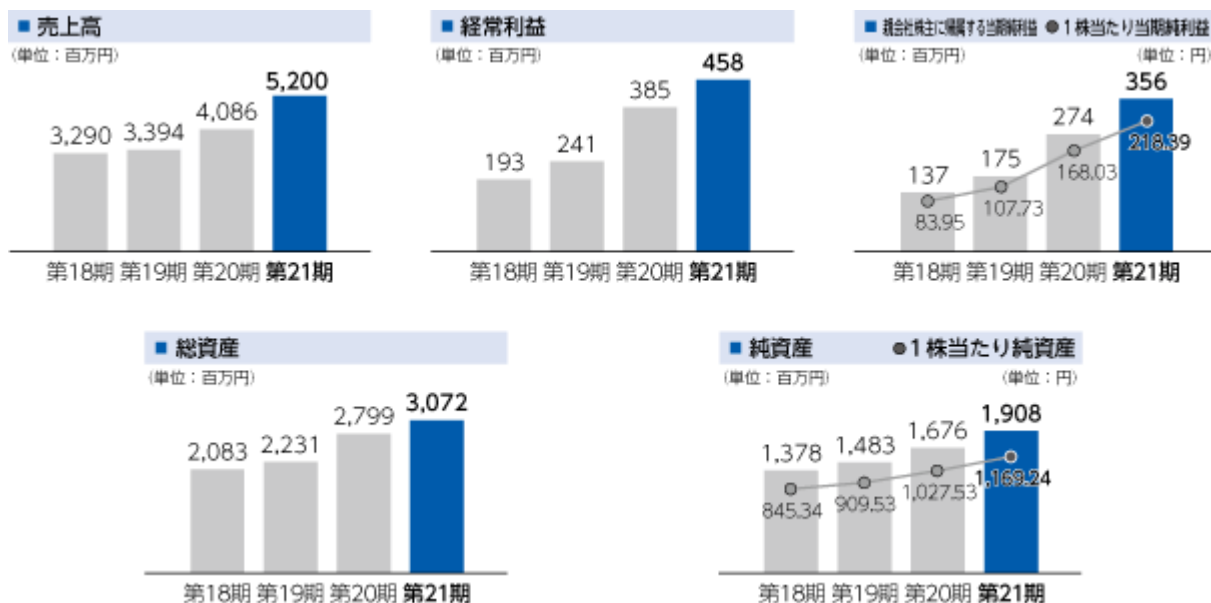
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 18 期 (2019年12月期)	第 19 期 (2020年12月期)	第 20 期 (2021年12月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高	(千円) 3,290,976	3,394,929	4,086,401	5,200,640
経常利益	(千円) 193,917	241,070	385,201	458,176
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円) 137,347	175,672	274,065	356,385
1株当たり当期純利益	(円) 83.95	107.73	168.03	218.39
総資産	(千円) 2,083,984	2,231,647	2,799,835	3,072,220
純資産	(千円) 1,378,475	1,483,144	1,676,749	1,908,906
1株当たり純資産	(円) 845.34	909.53	1,027.53	1,169.24

(注)当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
GMOインターネットグループ株式会社	5,000百万円	54.57%	インターネット総合事業

(注) 当社は、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社とは営業上の取引関係、役員の兼務等の関係があります。当社とGMOインターネットグループ株式会社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等は締結しておらず、同社との関係で当社の重要な財務及び事業の方針に特段の制約はありません。当社は、当社の取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っております。また当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当性があると考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD.	2,500,000シンガポールドル	100%	インターネットリサーチ事業
技募驛動市場調査(上海)有限公司	1,500,000人民元	0.0 (60.0)	インターネットリサーチ事業
GMO RESEARCH PVT. LTD.	10,283,990インドルピー	0.3 (99.7)	インターネットリサーチ事業
GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD.	500,000マレーシアリングギット	0.0 (100.0)	インターネットリサーチ事業
GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC.	500,000アメリカドル	100	インターネットリサーチ事業

(注) 「当社の議決権比率」欄の()書きは、間接所有の内書です。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の項目を対処すべき主要課題と捉えております。

① 商品力の更なる強化

当社グループの特徴であるプラットフォーム及び、ネット調査用パネルにおいては、堅調に拡大するアジア市場のニーズへの対応において、その継続的強化が最重要課題です。具体的には、当社は調査業務の標準化及び効率化を目的に、調査業務用プラットフォーム（GMO Market Observer）を市場投入しておりますが、お客様へのD.I.Yツールとしての信頼性や安全性をより一層高めていく必要があると考えております。また、アジア最大級のネット調査用パネルであるAsia Cloud Panelにおきましてもアジア各国における課題を解決しつつ、その回収力や回収品質を高めていく必要があると考えております。

② 市場シェアの拡大と事業拡大方針

当社グループは、市場投入したGMO Market Observerを核に国内の大手調査会社様にご利用いただくことでインターネット調査の国内シェアの最大化に取り組んでおります。また、スケールメリットを最大化するには、競合他社より先んじて構築したネット調査用パネル基盤（ASIA Cloud Panel）を欧州・北米・アジア地域のお客様にGMO Market Observer（英語版・中国語版）として販売していくことが重要課題です。加えて、一般事業会社様における手軽で簡素なリサーチニーズに対して、DIY型（セルフ型）アンケートツールから当社のネット調査用パネル基盤を活用いただくサービスの拡販をしていくことも重要課題と考えております。

③ 人材の育成と採用

当社グループが、既存事業の拡大及び新規事業開発等を効果的且つ効率的に実現するためには、既存の人材への教育による営業力、サポート力、企画提案力、サービス実行力の向上が重要となってまいります。これに加え、国内及びアジア地域におけるビジネス事業領域の拡大には、現地の優秀な人材採用も合わせて実施する必要があり、国内及び海外ともに、積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループの主要な事業は、「インターネットリサーチ事業」であります。

(6) 主要な営業所（2022年12月31日現在）**① 当社**

本 社	東京都渋谷区
下関サテライトオフィス	山口県下関市

② 子会社

GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD.	シンガポール
技募驛動市場調査（上海）有限公司	中国 上海市
GMO RESEARCH PVT. LTD.	インド デリー
GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール
GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC.	アメリカ合衆国 ニューヨーク

(7) 使用人の状況（2022年12月31日現在）**① 企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
インターネットリサーチ事業	169 (30) 名	17名増 (5名増)
全社 (共通)	21 (1) 名	4名増 (1名増)
合 計	190 (31) 名	21名増 (6名増)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、契約社員、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
145 (30) 名	10名増 (5名増)	36.7歳	3.9年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、契約社員、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年12月31日現在）

① 発行可能株式総数	2,200,000株
② 発行済株式の総数	1,677,000株
③ 株主数	1,507名
④ 大株主	

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
GMOインターネットグループ株式会社	889,500	54.48
株式会社HOSOKAWA	63,400	3.88
MSIP CLIENT SECURITIES	33,300	2.04
金子 紘士	25,600	1.57
細川 慎一	20,300	1.24
J Pモルガン証券株式会社	17,300	1.06
高橋 元男	17,000	1.04
楽天証券株式会社	15,200	0.93
株式会社SBI証券	15,016	0.92
外池 栄一郎	15,000	0.92

- (注) 1. 当社は、自己株式を44,394株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権	
発行決議日		2014年1月7日	
新株予約権の数		25個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき)	1,250株 50株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	34,000円 680円)
権利行使期間		2016年1月8日から 2024年1月6日まで	
行使の条件		(注)	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	25個 1,250株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 権利行使時において当社取締役又は従業員の地位に在る者に限るものとします。当社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することはできません。ただし、任期満了による退任、定年退職など取締役会決議において正当な理由があると認められた場合はこの限りではありません。
2. 相続人は、本新株予約権を行使することができません。
3. その他の行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役及び監査役の様況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	細川 慎一	技募驛動市場調査(上海)有限公司董事 GMO RESEARCH PVT. LTD. Managing Director GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD. Director GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD. Director GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC. Director 日本マーケティング・リサーチ協会(JMRA) 理事 ヨーロッパ世論・調査市場協会(ESOMAR) 日本代表
取締役会長	熊谷 正寿	GMOインターネットグループ(株)代表取締役グループ代表 会長兼 社長執行役員・CEO GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)取締役会長 GMOペパボ(株)取締役会長 GMOペイメントゲートウェイ(株)取締役会長 GMO TECH(株)取締役会長 GMOメディア(株)取締役会長 GMOアドパートナーズ(株)取締役会長
専務取締役	本郷 哲也	事業開発本部及びイノベーション本部 本部長 技募驛動市場調査(上海)有限公司董事長 GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD. Director GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD. Director
取締役	安藤 健一郎	グローバルシステム本部長
取締役	森 勇憲	グローバル経営管理本部長 GMO RESEARCH PVT. LTD. Director
取締役	長田 幸也	事業開発本部長 台湾駐在員事務所代表
取締役	安田 昌史	GMOインターネットグループ(株)取締役グループ副社長執行役員・ CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括 GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)取締役 GMOペイメントゲートウェイ(株)取締役 GMOアドパートナーズ(株)取締役 GMOフィナンシャルホールディングス(株)取締役 GMOメディア(株)取締役 GMO TECH(株)取締役 GMOあおぞらネット銀行(株)社外取締役

取締役	橋本昌司	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー 東急不動産リート・マネジメント(株)コンプライアンス委員会外部委員 アストマックス(株)社外取締役 大幸薬品(株)社外取締役 (監査等委員)
常勤監査役	竹崎祥二郎	—
監査役	浜谷正俊	(株)清新FAS代表取締役

- (注) 1. 取締役橋本昌司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役竹崎祥二郎氏及び監査役浜谷正俊氏は、社外監査役であります。
3. 監査役浜谷正俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役橋本昌司氏、監査役竹崎祥二郎氏及び監査役浜谷正俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中に以下の取締役の異動がありました。
- イ. 就任
2022年3月18日開催の第20期定時株主総会において、新たに長田幸也氏が取締役に選任され、同日就任いたしました。
 - ロ. 退任
2022年3月18日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって、伊藤隆司氏が取締役に任期満了により退任いたしました。
6. 当事業年度中に以下の監査役の異動がありました。
- イ. 就任
2022年11月7日の監査役橋弘一氏の逝去に伴い、2023年2月1日、東京地方裁判所により、新たに松井秀行氏が一時監査役に選任され、同日就任いたしました。
 - ロ. 退任
2022年11月7日、逝去により、橋弘一氏が監査役を退任いたしました。なお、同氏は退任時GMOインターネットグループ(株)取締役監査等委員、GMOメディア(株)監査役を兼務しておりました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と、社外取締役橋本昌司氏、社外監査役竹崎祥二郎氏、監査役橋弘一氏、社外監査役浜谷正俊氏、一時監査役松井秀行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社のすべての取締役、監査役、及び管理職であります。

被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することを保険の内容としております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、常勤の取締役は保険料の1割を負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			員 数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	144 (4)	128 (4)	15 (一)	— (一)	7 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	10 (10)	10 (10)	— (一)	— (一)	2 (2)
合 計 (うち社外役員)	155 (15)	139 (15)	15 (一)	— (一)	9 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2022年3月18日開催の定時株主総会において、年額180百万円以内（うち社外取締役8百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は1名）です。
 3. 監査役の報酬限度額は、2022年3月18日開催の定時株主総会において、年額16百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時時点の監査役の員数は3名です。
 4. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役2名（うち社外取締役0名）を除いております。
 5. 監査役の支給人員は、無報酬の監査役1名（うち社外監査役0名）を除いております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として、取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社の親会社株主に帰属する当期純利益であります。親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として採用した理由は、ステークホルダーへの配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益を指標として用いることで、ステークホルダーとの建設的な対話を行い、中長期的な企業価値の向上を取締役に意識づけるためであります。

業績連動報酬等の算定方法は、業績連動指標が基準値を上回った場合に、基準値超過額を限度として、業績連動指標の一定割合を役員賞与の支給額として算出し、取締役会により決定します。

当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は356百万円となりました。

⑥ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月15日開催の取締役会において、決議しております。

ロ. 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬等により構成しております。

固定報酬は、役職ごとに内規で定めた基準額に、前事業年度の連結業績指標や個人業績指標等を加味して決定しております。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみの構成としており、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、取締役会により決定いたします。

業績連動報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益を業績連動指標として採用しております。親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として採用した理由は、ステークホルダーへの配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益を指標として用いることで、ステークホルダーとの建設的な対話を行い、中長期的な企業価値の向上を取締役に意識づけるためであります。業績連動指標が基準値を上回った場合に、基準値超過額を限度として、業績連動指標の一定割合を役員賞与の支給額として算出し、取締役会により決定します。

ハ. 当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会で決定された報酬等の基本方針及び当該手続に基づき決定されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

7 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役橋本昌司氏が在籍している渥美坂井法律事務所・外国法共同事業と当社の間には、営業上の取引関係があり、兼務している東急不動産リート・マネジメント株式会社、アストマックス株式会社及び大幸薬品株式会社と、当社との間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役浜谷正俊氏は、株式会社清新FASの代表取締役を兼務しております。当社と株式会社清新FASの間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	橋本昌司	当事業年度に開催された取締役会18回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	竹崎祥二郎	当事業年度に開催された取締役会18回のうちすべてに、監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、専門的見地から適宜発言を行っております。

監査役	浜谷正俊	当事業年度に開催された取締役会18回のうちすべてに、監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
-----	------	---

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
橋本昌司	弁護士としての幅広い知識と企業法務に関わる豊富な経験から、取締役会において積極的な意見と提言を適宜行っており、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現に向けた経営の監督機能を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

注.当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2022年3月18日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23.1百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の業務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役会は、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため従業員に対するコンプライアンス教育を実施する。
- b 内部監査室によりコンプライアンス体制の有効性について監査が行われるとともに、コンプライアンス体制の状況は社長に報告される。
- c 各取締役は、取締役又は使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。
- d 監査役は、取締役及び使用人の職務の執行について監査を行う。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程等に従って文書又は電磁的記録により適切に保存、管理を行う。取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

3) 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

- a リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメント規程に基づき、コンプライアンス推進委員会を設置し、同委員会ですリスク管理に関する体制の方針の決定、及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
- b 内部監査室は、リスク管理の状況を監査するとともに、内部監査の実施によって損失の危険のある業務執行行為を発見した場合には、発見した危険の内容、損失の程度等について経営会議及び監査役会に報告する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役会は月1回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- b 取締役会から委嘱された業務執行については、社長を議長とし常勤取締役、常勤監査役を主要なメンバーとする経営会議を原則毎週1回開催し、その審議を経て執行決定を行う。
- c 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により各取締役の担当、権限、責任を明確化する。

5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 当社と親会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するための監査体制を会計監査人とも連携して整備する。
- b 関係会社管理規程に基づき、子会社は定められた事項について随時報告することとし、社長統轄のもと、各担当部門が子会社に対する必要な業務の執行及び管理を行う。
- c 子会社との連絡・情報共有により、その状況を把握し、適時に協議・指示等を行う。
- d 監査役及び内部監査室が子会社監査を実施することにより業務の適正を確保する。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会において監査役の職務を補助すべき使用人を求める決議がされた場合は、速やかに使用人を選任し、監査役の指揮命令のもとで、業務を補助する体制をとる。

7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、各監査役の同意を得る。

8) 監査役の6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役が求めた場合には、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、当該使用人が他部署と兼務する場合には、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- a 監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、報告を受ける。
- b 監査役は当社および子会社の稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人等にその説明を求め、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握することができるものとする。
- c 当社および子会社の取締役および使用人は、以下に定める事項について発見したときは直ちに監査役にこれを報告する。
 - 1 会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - 2 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - 3 社内規程への違反で重要なもの
 - 4 その他上記1～3に準じる事項
- d 監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図り、効率的な監査を行う。
- b 監査役は、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を行う。
- c 監査役と代表取締役は、定期的に情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、反社会的勢力の排除に向けた仕組みを構築しております。取引先・株主・役員・従業員につきましては、当社では日経テレコンを利用し、反社会的勢力に該当するかどうかを確認しております。また、取引先との間で締結する取引基本契約においては、取引先が反社会的勢力等と関わる企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の条項を規定しております。

③ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備、運用を行っております。また取締役会において、継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討し、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行うことにより、内部統制システムの実効性の向上を図っております。さらに常勤監査役については社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しており、内部監査担当部門についても定期的な内部監査の実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営体質の強化と今後の事業展開や内部留保等を総合的に勘案したうえで、連結ベースの配当性向50%を目標に安定した配当を継続して行うことを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	第21期 2022年12月31日現在
● 資産の部	
流動資産	2,595,992
現金及び預金	767,040
関係会社預け金	400,000
売掛金	1,056,584
仕掛品	63,022
前払費用	189,691
その他	123,488
貸倒引当金	△3,834
固定資産	476,228
有形固定資産	28,606
建物	5,223
工具、器具及び備品	8,441
リース資産	14,846
その他	94
無形固定資産	197,790
ソフトウェア	167,988
ソフトウェア仮勘定	24,971
その他	4,830
投資その他の資産	249,832
投資有価証券	97,951
敷金及び保証金	35,089
繰延税金資産	116,378
その他	412
資産合計	3,072,220

(単位：千円)

科 目	第21期 2022年12月31日現在
● 負債の部	
流動負債	1,148,609
買掛金	260,154
リース債務	9,123
未払金	234,479
未払費用	155,995
未払法人税等	63,682
前受金	35,477
賞与引当金	39,807
ポイント引当金	246,720
その他	103,168
固定負債	14,704
リース債務	7,678
資産除去債務	3,896
その他	3,129
負債合計	1,163,313
● 純資産の部	
株主資本	1,896,318
資本金	299,034
資本剰余金	392,935
利益剰余金	1,251,210
自己株式	△46,862
その他の包括利益累計額	12,588
 その他の有価証券評価差額金	4,828
 為替換算調整勘定	7,759
純資産合計	1,908,906
負債純資産合計	3,072,220

連結損益計算書 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

科 目	第21期	
	自 2022年1月1日	至 2022年12月31日
売上高		5,200,640
売上原価		2,736,942
売上総利益		2,463,698
販売費及び一般管理費		2,043,975
営業利益		419,722
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,067	
補助金収入	5,171	
為替差益	27,945	
その他	2,753	45,936
営業外費用		
支払利息	886	
投資事業組合運用損	6,557	
その他	38	7,483
経常利益		458,176
特別損失		
固定資産除却損	7	7
税金等調整前当期純利益		458,169
法人税、住民税及び事業税	107,869	
法人税等調整額	△6,084	101,784
当期純利益		356,385
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		356,385

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	299,034	393,236	1,031,849	△47,642	1,676,478
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△137,024	—	△137,024
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	356,385	—	356,385
自己株式の取得	—	—	—	△64	△64
自己株式の処分	—	△300	—	844	544
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△300	219,360	779	219,839
当期末残高	299,034	392,935	1,251,210	△46,862	1,896,318

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	206	64	271	1,676,749
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△137,024
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	356,385
自己株式の取得	—	—	—	△64
自己株式の処分	—	—	—	544
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,621	7,695	12,316	12,316
当期変動額合計	4,621	7,695	12,316	232,156
当期末残高	4,828	7,759	12,588	1,908,906

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

5社

主要な連結子会社の名称

GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD.
技慕驛動市場調査（上海）有限公司
GMO RESEARCH PVT. LTD.
GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD.
GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC.

(2) 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、新たに設立したGMO-Z.com Research USA, Inc.を連結の範囲に含めております。

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、GMO RESEARCH PVT. LTD.の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ取引

時価法

ハ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ法）を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法ならびに定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用期間（2年～5年）に基づいて定額法で償却しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、将来の支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

会員に付与したポイントの利用に備えるため、翌連結会計年度以降に利用される可能性のあるポイントに対し、利用率及び単価を勘案して費用の見積額を計上しております。

④外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務及び外貨建預金は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、次の5つのステップを適用し、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、主として、インターネットを活用した市場調査活動における調査、集計、分析業務の受託を行うインターネットリサーチサービスを顧客に提供しております。当社グループの提供する主要なサービスには、日本、アジア、欧米の調査企業から「当社グループが考えるリサーチ業務のすべて、もしくは一部を当社でカバーしてほしい」といったニーズに応えるためのアウトソーシングサービスと、調査会社が当社グループのプラットフォームを利用して自ら調査を実施するD.I.Yサービスの2つがあり、これらに係るサービスの提供について履行義務として識別しております。当該履行義務は、契約により定められたサービスを提供し、顧客に対して納品が行われた時点で充足されると判断し、収益を認識しています。

なお、D.I.Yサービスに含まれる一部の契約については、ライセンス契約を締結し、ライセンス期間にわたり当社グループの知的財産であるリサーチソリューションプラットフォームにアクセスする権利を提供するものであり、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、ライセンス期間にわたり収益を認識しています。

これらの履行義務に関する支払いは、短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の算定においては、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。割戻し等の変動対価は、その発生の不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ取引価格に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 61,724千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,677,000	—	—	1,677,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	45,169	25	800	44,394

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当 り配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月18日 定時株主総会	普通株式	137,024	83.97	2021年12月31日	2022年3月22日

- ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当 たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	178,182	109.14	2022年12月31日	2023年3月23日

- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式 1,250株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を自己資金及びリースにより調達しております。なお、親会社GMOインターネットグループ株式会社のCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）取引に参加していることにより、必要な資金を適宜調達することが可能となっております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。信用リスクに対しては、当社グループの与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式、組合出資等であり、投資先の業績及び為替変動リスクに晒されておりますが、投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握し、為替変動リスクについては定期的にその変動をモニタリングしております。

関係会社預け金は、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社のCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）取引の利用に伴うものであり、同社に対する預け金であります。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金・未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替変動リスクを軽減する目的で為替予約取引及び外国為替証拠金取引を利用しています。当社グループのデリバティブ取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクは極めて低いと認識しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	35,089	35,062	△27
リース債務 (1年以内返済予定含む)	16,802	16,846	43
デリバティブ取引 (注) 3	964	964	—

- (注) 1. 現金及び預金、関係会社預け金、売掛金、買掛金、未払金ならびに未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額97,951千円）は、金融商品の時価等に関する事項には含んでおりません。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年12月31日） (単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	35,062	—	35,062
リース債務 (1年以内返済予定含む)	—	16,846	—	16,846
デリバティブ取引	—	964	—	964

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引及び外国為替証拠金取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	サービス名称			計
	アウトソーシングサービス	D.I.Yサービス	その他サービス	
日本	2,515,488	1,190,530	—	3,706,019
欧州	196,642	162,082	43,651	402,376
北米	425,768	337,265	5,584	768,617
アジア	285,899	14,518	23,208	323,626
顧客との契約から生じる収益	3,423,799	1,704,396	72,444	5,200,640
外部顧客への売上高	3,423,799	1,704,396	72,444	5,200,640

(2) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	879,767	1,056,584
契約負債	4,317	4,932
返金負債	15,591	10,768

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,169円24銭
(2) 1株当たり当期純利益	218円39銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	第21期 2022年12月31日現在
● 資産の部	
流動資産	2,233,480
現金及び預金	558,867
関係会社預け金	400,000
売掛金	743,647
仕掛品	37,238
前払費用	188,802
短期貸付金	172,510
預け金	102,820
その他	38,967
貸倒引当金	△9,373
固定資産	578,930
有形固定資産	27,013
建物	4,955
工具、器具及び備品	7,211
リース資産	14,846
無形固定資産	192,959
ソフトウェア	167,988
ソフトウェア仮勘定	24,971
投資その他の資産	358,957
投資有価証券	97,951
関係会社株式	118,307
敷金及び保証金	28,180
繰延税金資産	114,104
その他	412
資産合計	2,812,411

(単位：千円)

科 目	第21期 2022年12月31日現在
● 負債の部	
流動負債	1,028,171
買掛金	210,328
リース債務	9,123
未払金	205,821
未払費用	131,410
未払法人税等	47,457
前受金	35,451
賞与引当金	39,662
預り金	31,374
ポイント引当金	244,199
その他	73,342
固定負債	11,575
リース債務	7,678
資産除去債務	3,896
負債合計	1,039,746
● 純資産の部	
株主資本	1,767,836
資本金	299,034
資本剰余金	392,935
資本準備金	381,511
その他資本剰余金	11,424
利益剰余金	1,122,728
その他利益剰余金	1,122,728
繰越利益剰余金	1,122,728
自己株式	△46,862
評価・換算差額等	4,828
その他有価証券評価差額金	4,828
純資産合計	1,772,664
負債純資産合計	2,812,411

損益計算書 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

科 目	第21期	
	自 2022年1月1日	至 2022年12月31日
売上高		4,683,038
売上原価		2,542,529
売上総利益		2,140,509
販売費及び一般管理費		1,798,737
営業利益		341,771
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,911	
補助金収入	5,171	
為替差益	31,110	
その他	1,946	46,139
営業外費用		
支払利息	732	
投資事業組合運用損	6,557	
その他	38	7,328
經常利益		380,582
特別損失		
固定資産除却損	7	7
税引前当期純利益		380,575
法人税、住民税及び事業税	86,597	
法人税等調整額	△5,423	81,173
当期純利益		299,402

株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	299,034	381,511	11,725	393,236	960,351	960,351
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△137,024	△137,024
当期純利益	—	—	—	—	299,402	299,402
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△300	△300	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△300	△300	162,377	162,377
当期末残高	299,034	381,511	11,424	392,935	1,122,728	1,122,728

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
当期首残高	△47,642	1,604,979	206	206	1,605,186
当期変動額					
剰余金の配当	—	△137,024	—	—	△137,024
当期純利益	—	299,402	—	—	299,402
自己株式の取得	△64	△64	—	—	△64
自己株式の処分	844	544	—	—	544
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	4,621	4,621	4,621
当期変動額合計	779	162,856	4,621	4,621	167,478
当期末残高	△46,862	1,767,836	4,828	4,828	1,772,664

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ取引

時価法

ハ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法ならびに定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 5年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用期間（2年～5年）に基づいて定額法で償却しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、将来の支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

会員に付与したポイントの利用に備えるため、翌事業年度以降に利用される可能性のあるポイントに対し、利用率及び単価を勘案して費用の見積額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務及び外貨建預金は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5つのステップを適用し、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、主として、インターネットを活用した市場調査活動における調査、集計、分析業務の受託を行うインターネットリサーチサービスを顧客に提供しております。当社の提供する主要なサービスには、日本、アジア、欧米の調査企業から「当社が考えるリサーチ業務のすべて、もしくは一部を当社でカバーしてほしい」といったニーズに応えるためのアウトソーシングサービスと、調査会社が当社のプラットフォームを利用して自ら調査を実施するD.I.Yサービスの2つがあり、これらに係るサービスの提供について履行義務として識別しております。当該履行義務は、契約により定められたサービスを提供し、顧客に対して納品が行われた時点で充足されると判断し、収益を認識しています。

なお、D.I.Yサービスに含まれる一部の契約については、ライセンス契約を締結し、ライセンス期間にわたり当社の知的財産であるリサーチソリューションプラットフォームにアクセスする権利を提供するものであり、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、ライセンス期間にわたり収益を認識しています。

これらの履行義務に関する支払いは、短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の算定においては、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。割戻し等の変動対価は、その発生の不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ取引価格に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 56,896千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	248,329千円
短期金銭債務	32,069千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引は次のとおりであります。

営業取引による取引高の総額	
売上高	137,098千円
売上原価	276,934千円
販売費及び一般管理費	157,055千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	45,169	25	800	44,394

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	12,146千円
未払事業税	4,551千円
ポイント引当金	74,785千円
貸倒引当金	2,870千円
未払費用	11,707千円
貸倒損失	1,163千円
減価償却超過額	6,869千円
資産除去債務	1,482千円
関係会社株式評価損	46,371千円
その他	6,659千円
小計	168,607千円
評価性引当額	△52,387千円
繰延税金資産合計	116,220千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△82千円
その他有価証券評価差額金	△2,032千円
繰延税金負債合計	△2,115千円
繰延税金資産の純額	114,104千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取金引額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	GMOインターネットグループ株式会社	東京都渋谷区	5,000,000	インターネット総合事業	(被所有)直接54.57	役員兼任	資金の預入(注) 資金の回収(注)	150,000 350,000	関係会社預け金	400,000

(注) 資金の預入についてはGMOインターネットグループ株式会社のCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）による、余剰資金の短期運用のための預け金であり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取金引額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	GMOメディア株式会社	東京都渋谷区	761,977	メディア事業	—	インターネットリサーチサービスの販売・仕入・代理購入	代理購入(注)1	145,899	前受金	30,518
同一の親会社を持つ会社	外貨exbyGMO株式会社	東京都渋谷区	490,000	金融商品取引業	—	外国為替証拠金取引	資金の預入(注)2	99,961	預け金	99,961

(注) 1. 代理購入については、実費相当額の支払を受けております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件を参考に協議の上決定しております。

(3) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	技募驛動市場調査(上海)有限公司	中国上海市	1,500,000 人民元	インターネットリサーチサービスの販売	60.0	インターネットリサーチサービスの販売・仕入 役員の兼任	インターネットリサーチサービスの販売(注)2	19,599	売掛金(注)3	9,380
							代理購入(注)1	39,817	未収入金(注)3	27,850
子会社	GMO-Z.com Research USA, Inc.	アメリカ	500,000 USD	インターネットリサーチサービスの販売	100.0	インターネットリサーチサービスの販売 役員の兼任	インターネットリサーチサービスの販売(注)2	101,025	売掛金	36,462
							資金の貸付(注)2	172,510	短期貸付金	172,510

- (注) 1. 代理購入については、実費相当額を立替えております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等一般取引条件を参考に協議の上決定しております。
 3. 子会社等への債権に対し、5,563千円の貸倒引当金及び21,823千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,085円78銭
 (2) 1株当たり当期純利益 183円47銭

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

GMOリサーチ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢部直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中計士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOリサーチ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOリサーチ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

GMOリサーチ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢部直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中計士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOリサーチ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月20日

GMOリサーチ株式会社 監査役会

常勤監査役 竹崎 祥二郎 ㊟

監査役 浜谷 正俊 ㊟

一時監査役 松井 秀行 ㊟

(注) 2023年2月1日付で東京地方裁判所から松井秀行氏を一時監査役として選任する旨の決定を受け、同日一時監査役として就任しております。

以上

議決権行使に関する事項

- 書面による事前の議決権行使が可能です。
- 開催日当日に議決権行使される場合は、
当社指定のウェブサイトを通じてパーチャルオンリー株主総会にご出席ください。
パーチャルオンリー株主総会では、オンラインでの議決権行使・ご質問等が可能です。

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトに掲載いたします。